

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員数	備考
令和8年4月分該当なし										
令和8年5月分該当なし										
令和8年度 横浜港港湾施設整備検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R8.6.25～R9.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R8.6.25	日本海洋コンサルタント(株) 東京都港区芝浦3-7-9	6010601028929	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (簡易公募型プロポーザル)	55,451,000	55,440,000	100.0%		
令和8年度 川崎港臨港道路技術評価業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R8.7.17～R9.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R8.7.17	沿岸技術研究センター・大日本ダイ ヤコンサルタント設計共同体 東京都港区西新橋1-14-2	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (簡易公募型プロポーザル)	25,355,000	25,300,000	99.8%		
令和8年度 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R8.8.7～R9.2.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R8.8.7	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4-45- 1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり (簡易公募型プロポーザル)	15,312,000	14,553,000	95.0%		
令和8年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 他 R8.8.18～R9.2.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R8.8.18	パンフィックコンサルタンツ(株) 東京都千代田区神田錦町3-22	8013401001509	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり (簡易公募型プロポーザル)	17,721,000	17,567,000	99.1%		

令和8年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和8年度 横浜港港湾施設整備検討業務

本件は、下記の理由により、日本海洋コンサルタント株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港の港湾施設の整備計画の検討及び施設構造の検討を行うものである。

現整備計画の施設整備の順序は、CD1 岸壁(新設)、BC2 岸壁(新設)、BC 突堤部(撤去)、荷さばき地(改良)、泊地(-16m)等の水域施設(改良)のとおりと考えている。現在、各港湾施設の設計や構造検討を行っているところであるが、全体の整備計画を立案するためには、効率的な整備手順や各施設を整備していく上での課題の整理が必要となる。

特に、大型コンテナ船の運用に関する速やかなで十分な施設整備方法、撤去発生材の処理の方法、現BC突堤利用者への影響や周辺の施設利用に与える影響など、様々な課題を踏まえての整備計画の検討が必要であると共に、整備における課題や整備手順による違いを検討ケース毎に明確にし、比較整理する必要がある。

また、上記課題の対応を踏まえた整備計画の検討を実施するためには、施設構造の検討を行う必要がある。

よって、高度な知見と豊かな経験を有する者から、「整備計画の検討を行う上での着眼点」の技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

日本海洋コンサルタント株式会社は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、日本海洋コンサルタント株式会社と随意契約致したい。

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和8年度 川崎港臨港道路技術評価業務

本件は、下記の理由により、令和8年度 川崎港臨港道路技術評価業務 沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体 と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線(以下、本橋梁)の橋梁構造における技術的な検討を行うとともに、橋梁技術・施工検討会(以下、検討会)の運営を行うものである。

主橋梁部は大型船舶が航行する京浜運河を渡河するため、大きな桁下空間を確保する必要がある一方、東京国際空港(羽田空港)の航空制限(制限表面)により低主塔かつ径間長が国内最大クラスの斜張橋である。本橋のこのような地理的要因、構造上の特徴を踏まえ、設計上の要求性能を満たすことが重要である。

以上から、課題を適切に把握し合理的に解決する専門的な技術が必要であり、同様な事業の建設事例等を踏まえたうえで、多岐にわたる技術的知見も必要となる。

よって、本業務は、技術提案を求め、特記仕様書に提案を反映し本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

令和8年度 川崎港臨港道路技術評価業務 沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、令和8年度 川崎港臨港道路技術評価業務 沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体 と随意契約致したい。

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和8年度 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務

本件は、下記の理由により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

記

本業務は、新本牧ふ頭地区整備事業の施工に伴い、横浜航路周辺を航行する船舶及び大型船用錨地利用時などに配慮した船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する検討会を設置し、検討するとともに、工事に伴う各種規制のあり方について見直しの可能性を検討し、合理的な運用による効率化を図るものである。

本事業を実施する横浜港新本牧ふ頭地区は、横浜港本牧D突堤地先海域の横浜航路入口付近に位置しており、プレジャーボートなどの小型船舶のほか、コンテナ船、自動車運搬船、旅客船などの大型船舶も多くが航行している航路である。

本業務の実施に当たっては、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防の法規は熟知した上で、船舶交通の特性や作業船による海上工事に精通していることが必要であり、高度な知見と多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、「工事中の航行安全対策を検討する上での着目点」について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により、発注する事とした。

公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和8年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務

本件は、下記の理由により、パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港及び川崎港の貸付国有港湾施設に対して適切な維持管理を行うため、維持管理計画書に基づく点検診断等を行うものである。

本業務の点検診断対象には、気象・海象・潮位条件により立入制約を受ける栈橋構造の施設や広範囲な荷さばき施設、水中部部材のため劣化状況の把握が難しい部材等がある。また対象施設は全て供用中のコンテナターミナルであるため、運用を妨げないよう厳しい時間的制約の中で点検診断作業を実施しなければならない状況であり、より効率的で経済的に実施できる新しい点検技術が必要である。

よって、従来の点検診断方法にとらわれず、維持管理に関する専門的な知見を有する者から「費用対効果が期待される効果的かつ効率的な点検診断技術の活用」の技術提案を募り、優れた提案を仕様反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定により、パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社と随意契約致したい。

[illegible]

(別紙様式4)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

令和8年度

京 浜 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 令和8年度 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務

本件は、下記の理由から、東亜建設工業（株）横浜支店 と随意契約致したい。

記

横浜港新本牧ふ頭建設事業の航行安全対策については、2018（平成30）年12月に学識経験者、海事関係者、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地方整備局」という。）及び横浜市港湾局からなる「横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置して検討を行ったが、この中で、海事関係者及び海上保安庁から当該工事の安全と一般航行船舶等の安全を確保するための対策として、「警戒船の運用」、「工事用作業船の運航管理」、「工事作業情報の周知および保安応急等」について総括的に管理運用する体制を図ることを強く要請された。

当該工事が長期間にわたり船舶航行の輻輳区域で行われることから、この要請を受け、本事業の共同事業者である関東地方整備局と横浜市港湾局が、事業者（発注者）と請負者の代表者からなる「新本牧ふ頭建設工事連絡協議会」及び「航行安全連絡協議会連合会」を設置し、2019（令和元）年5月の検討会議において、同連合会事務局が総括的な安全管理を実施することで了承され、工事中の安全対策の了解が得られた。

こうした背景を踏まえ、令和元年12月19日に関東地方整備局と横浜市で「横浜港新本牧ふ頭建設工事に伴う船舶航行安全管理に係る協定書」（令和元年12月19日付け、港湾政第931号、横浜市港湾局回答）（以下、「協定書」という。）を取り交わし、令和2年度から、協定書に従って当該工事の安全管理業務を共同で実施しているところである。

本業務は、関東地方整備局と横浜市が行う新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶の安全を確保することを目的とし、情報管理、警戒管理、施設維持管理及び運航管理を行い、有効かつ適切な安全管理が総括的に機能するよう、協定書に基づいて関東地方整備局と横浜市が共同で実施しているものであり、契約については横浜市が指名競争入札方式にて入札し、先行して契約することから、関東地方整備局はこの契約先である東亜建設工業（株）横浜支店と契約するものである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和8年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (東扇島)

本件は、下記の理由により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約致したい。

記

本件は、川崎港東扇島地区において実施中の川崎港東扇島水江町地区臨港道路整備事業において使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の東扇島地区における作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、三菱UFJ信託銀行株式会社が所有する当該物件が適切な物件であったため、三菱UFJ信託銀行株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約することとする。

令和8年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (袖ヶ浦)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、令和7年度横浜港新本牧地区護岸(防波)本体工事及び令和7年度横浜港新本牧地区護岸(防波)築造工事等においてケーソン及びブロック等を製作及び資材仮置きするにあたり、当該工事作業ヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

横浜港の海上コンテナターミナルとなる新本牧護岸の整備事業で使用する工事作業ヤードとして、東京湾内における当事業実施地区周辺を対象に、ケーソン等の製作・仮置き及び3,000t級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、想定する製作工程期間に借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外にない。

よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。